

2021年1月8日

各位

管理会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社  
代表者名 代表取締役会長 井澤 吉幸  
問合せ先 法務部 猪浦 純子  
(TEL. 03-6703-7940)

## 上場ETFの設定・交換に係る清算制度対応に伴う約款変更のお知らせ

ブラックロック・ジャパン株式会社を管理会社とする上場ETFについて、下記の通り約款変更を行なうことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. ファンド名称（銘柄コード）

i シェアーズ・コア 日経 225 ETF	(1329)
i シェアーズ JPX 日経 400 ETF	(1364)
i シェアーズ・コア TOPIX ETF	(1475)
i シェアーズ・コア Jリート ETF	(1476)
i シェアーズ MSCI 日本株最小分散 ETF	(1477)
i シェアーズ MSCI ジャパン高配当利回り ETF	(1478)
i シェアーズ JPX/S&P 設備・人材投資 ETF	(1483)

### 2. 変更の内容

株式会社日本証券クリアリング機構による清算制度を利用する場合の設定・交換の取り扱いに関する記載を追加します。

当約款変更の内容の詳細については、別紙の新旧対照表をご参照ください。

### 3. 変更の理由

上場投資信託について、2021年1月18日より株式会社日本証券クリアリング機構による清算制度の利用が可能になることに伴い、所要の約款変更をするものです。

### 4. 約款変更と書面決議の手続き等

当約款変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面決議は行ないません。

### 5. 変更の日程

約款変更の届出日	2021年1月15日
約款変更日	2021年1月18日

## 追加型証券投資信託 「i シェアーズ・コア 日経 225 ETF」

新	旧
<p><b>【当初の受益者】</b>            第9条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、第18条に規定する指定参加者および指定参加者が指定するこの信託の受益権の取得申込を行う者とし、第10条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。  <u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第16条に定める取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるポートフォリオ・コンポジション・ファイル（1クリエイション・ユニット（当該追加投資信託に係る委託者が指定する一定口数をさします。以下同じ。）相当の口数を取得するために必要な、対象指数を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭。以下総称して「PCF」といいます。）の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p>	<p><b>【当初の受益者】</b>            第9条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、第18条に規定する指定参加者および指定参加者が指定するこの信託の受益権の取得申込を行う者とし、第10条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>
<p><b>【追加信託の設定】</b>            第12条 追加信託の設定は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、<u>クリエイション・ユニットの整数倍を乗じた額に相当する有価証券および金銭をもって行なわれます。</u></p>	<p><b>【追加信託の設定】</b>            第12条 追加信託の設定は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、<u>当該追加信託に係る委託者が指定する一定口数（以下、「クリエイション・ユニット」といいます。）の整数倍を乗じた額に相当する有価証券および金銭をもって行なわれます。</u></p>
<p><b>【受益権の設定に係る受託者の通知】</b>            第17条 受託者は、追加信託に係るPCFについて、受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</p> <p>② 受託者は、追加信託に係るPCFについて受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。  <u>ただし、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該PCFの委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該PCFについての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u></p>	<p><b>【受益権の設定に係る受託者の通知】</b>            第17条 受託者は、追加信託に係るポートフォリオ・コンポジション・ファイル（1クリエイション・ユニット相当の口数を取得するために必要な、対象指数を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭。以下「PCF」といいます。）について、受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</p> <p>② 受託者は、追加信託に係るPCFについて受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</p>
<p><b>【受益権の申込単位および申込価額】</b>            第18条 （省略）            ②～⑩ （省略）</p>	<p><b>【受益権の申込単位および申込価額】</b>            第18条 （省略）            ②～⑩ （省略）</p>

<p>⑩ 第1項の取得申込者は指定参加者に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定参加者は、当該取得申込に要するPCFの受渡または支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、<u>第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるPCFの委託者への受渡または支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と指定参加者（指定参加者による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該指定参加者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</u> (以下省略)</p>	<p>⑩ 第1項の取得申込者は指定参加者に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定参加者は、当該取得申込に要するPCFの受渡または支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>(以下省略)</p>
<p><b>【交換請求】</b> 第46条 (省略) ②～⑥ (省略) ⑦ 第1項の交換の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、第47条第1項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。なお、<u>第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。</u> (以下省略)</p>	<p><b>【交換請求】</b> 第46条 (省略) ②～⑥ (省略) ⑦ 第1項の交換の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、第47条第1項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>(以下省略)</p>
<p><b>【交換の指図等】</b> 第47条 (省略) ②～③ (省略) ④ 指定参加者および交換請求者は、委託者の指定する期限までに当該交換に係る振替受益権の抹消の申請を振替機関等に対して行なうものとします。受託者は、前条第7項による交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、指定参加者または交換請求者に対する株式の交付（株式の振替制度移行後においては、振替機関等の口座に増加の記載または記録。以下同じ。）のための保管振替機関（株式の振替制度移行後においては、振替機関等）への振替の請求および金銭の交付を行なうものとします。ただし、<u>第9条ただし書きに掲げる業務方法書の定めるところにより、前</u></p>	<p><b>【交換の指図等】</b> 第47条 (省略) ②～③ (省略) ④ 指定参加者および交換請求者は、委託者の指定する期限までに当該交換に係る振替受益権の抹消の申請を振替機関等に対して行なうものとします。受託者は、前条第7項による交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、指定参加者または交換請求者に対する株式の交付（株式の振替制度移行後においては、振替機関等の口座に増加の記載または記録。以下同じ。）のための保管振替機関（株式の振替制度移行後においては、振替機関等）への振替の請求および金銭の交付を行なうものとし、原則として当該指定参加者または交換請求者に交換請求受付日から起算して3</p>

<p>条第7項に掲げる交換の請求を受付けた指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求および金銭の交付を行なうものとします。交換株式の交付に際しては、原則として当該指定参加者または交換請求者に交換請求受付日から起算して3営業日目から信託財産に属する株式の交付を行ないます。また、金銭の交付については指定参加者の営業所等において行なわれます。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>営業日目から信託財産に属する株式の交付を行ないます。また、金銭の交付については指定参加者の営業所等において行なわれます。</p> <p>(以下省略)</p>
<p>付表 3. 第9条の別に定める清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。</p>	<p>(新設)</p>

追加型証券投資信託 「i シェアーズ JPX 日経 400 ETF」

新	旧
<p>[当初の受益者] 第8条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、第17条に規定する指定参加者および指定参加者が指定するこの信託の受益権の取得申込を行なう者とし、第9条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第16条に定める取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるポートフォリオ・コンポジション・ファイル（1クリエイション・ユニット（当該追加投資信託に係る委託者が指定する一定口数をさします。以下同じ。）相当の口数を取得するために必要な、対象指数を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭。以下総称して「PCF」といいます。）の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</p>	<p>[当初の受益者] 第8条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、第17条に規定する指定参加者および指定参加者が指定するこの信託の受益権の取得申込を行なう者とし、第9条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>
<p>[追加信託の設定] 第11条 追加信託の設定は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、クリエイション・ユニットの整数倍を乗じた額に相当する有価証券および金銭をもって行なわれます。</p>	<p>[追加信託の設定] 第11条 追加信託の設定は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る委託者が指定する一定口数（以下「クリエイション・ユニット」といいます。）の整数倍を乗じた額に相当する有価証券および金銭をもって行なわ</p>

<p>[受益権の設定に係る受託者の通知]  第16条 受託者は、信託契約締結時に係るPCFについて、受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行なわれた旨の通知するものとします。</p> <p>② 受託者は、追加信託に係るPCFについて受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。<u>ただし、第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該PCFの委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該PCFについての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u></p>	<p>れます。</p> <p>[受益権の設定に係る受託者の通知]  第16条 受託者は、信託契約締結時に係るポートフォリオ・コンポジション・ファイル（1クリエイション・ユニット相当の口数を取得するために必要な、対象指数を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭。以下「PCF」といいます。）について、受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行なわれた旨の通知するものとします。</p> <p>② 受託者は、追加信託に係るPCFについて受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</p>
<p>[受益権の申込単位および申込価額]  第17条 (省略)</p> <p>②～⑩ (省略)</p> <p>⑪ 第1項の取得申込者は指定参加者に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定参加者は、当該取得申込に要するPCFの受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。<u>また、第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるPCFの委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と指定参加者（指定参加者による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該指定参加者</u></p>	<p>[受益権の申込単位および申込価額]  第17条 (省略)</p> <p>②～⑩ (省略)</p> <p>⑪ 第1項の取得申込者は指定参加者に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定参加者は、当該取得申込に要するPCFの受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p>

<p><u>の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>(以下省略)</p>
<p>[交換請求] 第46条 (省略) ②～⑥ (省略) ⑦ 第1項の交換の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、第47条第1項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。なお、<u>第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>[交換請求] 第46条 (省略) ②～⑥ (省略) ⑦ 第1項の交換の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、第47条第1項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>(以下省略)</p>
<p>[交換の指図等] 第47条 (省略) ②～③ (省略) ④ 指定参加者および交換請求者は、委託者の指定する期限までに当該交換に係る振替受益権の抹消の申請を振替機関に対して行なうものとし、受託者は、前条第7項による交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求および金銭の交付を行なうものとし、<u>ただし、第8条ただし書きに掲げる業務方法書の定めるところにより、前条第7項に掲げる交換の請求を受け付けた指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求および金銭の交付を行なうものとし、</u> 交換株式の交付に際しては、原則として当該指定参加者または交換請求者に交換請求受付</p>	<p>[交換の指図等] 第47条 (省略) ②～③ (省略) ④ 指定参加者および交換請求者は、委託者の指定する期限までに当該交換に係る振替受益権の抹消の申請を振替機関に対して行なうものとし、受託者は、前条第7項による交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求および金銭の交付を行なうものとし、</p> <p>交換株式の交付に際しては、原則として当該指定参加者または交換請求者に交換請求受付日か</p>

<p>日から起算して3営業日目から信託財産に属する株式の交付を行ないます。また、金銭の交付については指定参加者の営業所等において行なわれます。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>ら起算して3営業日目から信託財産に属する株式の交付を行ないます。また、金銭の交付については指定参加者の営業所等において行なわれます。</p> <p>(以下省略)</p>
<p>付表</p> <p>3. 第8条の別に定める清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。</p>	<p>(新設)</p>

追加型証券投資信託 「i シェアーズ・コア TOPIX ETF」  
追加型証券投資信託 「i シェアーズ MSCI 日本株最小分散 ETF」  
追加型証券投資信託 「i シェアーズ MSCI ジャパン高配当利回り ETF」

新	旧
<p>[当初の受益者]</p> <p>第8条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、第17条第1項に規定する指定参加者および指定参加者が指定するこの信託の受益権の取得申込を行なう者とし、第9条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第16条に定める取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるポートフォリオ・コンポジション・ファイル（1クリエーション・ユニット（当該追加投資信託に係る委託者が指定する一定口数をさします。以下同じ。）相当の口数を取得するために必要な、対象指数を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭。以下総称して「PCF」といいます。）の委託者への受渡または支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</p>	<p>[当初の受益者]</p> <p>第8条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、第17条第1項に規定する指定参加者および指定参加者が指定するこの信託の受益権の取得申込を行なう者とし、第9条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>
<p>[追加信託の設定]</p> <p>第11条 追加信託の設定は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、クリエーション・ユニットの整数倍を乗じた額に相当する有価証券および金銭をもって行なわれます。</p>	<p>[追加信託の設定]</p> <p>第11条 追加信託の設定は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る委託者が指定する一定口数（以下「クリエーション・ユニット」といいます。）の整数倍を乗じた額に相当する有価証券および金銭をもって行なわれます。</p>
<p>[受益権の設定に係る受託者の通知]</p> <p>第16条 受託者は、信託契約締結時に係るPCFについて</p>	<p>[受益権の設定に係る受託者の通知]</p> <p>第16条 受託者は、信託契約締結時に係るポートフォリ</p>

<p>て、受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行なわれた旨の通知するものとします。</p> <p>② 受託者は、追加信託に係るPCFについて受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。<u>ただし、第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該PCFの委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該PCFについての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u></p>	<p><u>オ・コンポジション・ファイル（1クリエイション・ユニット相当の口数を取得するために必要な、対象指数を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭。以下「PCF」といいます。）</u>について、受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行なわれた旨の通知するものとします。</p> <p>② 受託者は、追加信託に係るPCFについて受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</p>
<p>[受益権の申込単位および申込価額] 第17条 （省略）</p> <p>② ～⑩ （省略）</p> <p>⑪ 第1項の取得申込者は指定参加者に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定参加者は、当該取得申込に要するPCFの受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。<u>また、第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるPCFの委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と指定参加者（指定参加者による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該指定参加者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行な</u></p>	<p>[受益権の申込単位および申込価額] 第17条 （省略）</p> <p>② ～⑩ （省略）</p> <p>⑪ 第1項の取得申込者は指定参加者に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定参加者は、当該取得申込に要するPCFの受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p>

<p><u>う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>(以下省略)</p>
<p>[交換請求] 第49条 (省略) ②～⑥ (省略) ⑦ 第1項の交換の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、第50条第1項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行なうものとし、<u>社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。なお、第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>[交換請求] 第49条 (省略) ②～⑥ (省略) ⑦ 第1項の交換の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、第50条第1項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>(以下省略)</p>
<p>[交換の指図等] 第50条 (省略) ② ～③ (省略) ④ 指定参加者および交換請求者は、委託者の指定する期限までに当該交換に係る振替受益権の抹消の申請を振替機関に対して行なうものとします。受託者は、前条第7項による交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求および金銭の交付を行なうものとします。<u>ただし、第8条ただし書きに掲げる業務方法書の定めるところにより、前条第7項に掲げる交換の請求を受け付けた指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求および金銭の交付を行なうものとします。</u></p> <p>交換株式の交付に際しては、原則として当該指定参加者または交換請求者に交換請求受付日から起算して3営業日目から信託財産に属する株式の交付を行ないます。また、金銭の交付については指定参加者の営業所等におい</p>	<p>[交換の指図等] 第50条 (省略) ② ～③ (省略) ④ 指定参加者および交換請求者は、委託者の指定する期限までに当該交換に係る振替受益権の抹消の申請を振替機関に対して行なうものとします。受託者は、前条第7項による交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求および金銭の交付を行なうものとします。</p> <p>交換株式の交付に際しては、原則として当該指定参加者または交換請求者に交換請求受付日から起算して3営業日目から信託財産に属する株式の交付を行ないます。また、金銭の交付については指定参加者の営業所等におい</p>

て行なわれます。 (以下省略)	て行なわれます。 (以下省略)
付表 3. 第8条の別に定める清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。	(新設)

追加型証券投資信託 「i シェアーズ・コア J リート ETF」

新	旧
<p>[当初の受益者]</p> <p>第8条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、第17条第1項に規定する指定参加者および指定参加者が指定するこの信託の受益権の取得申込を行なう者とし、第9条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第16条に定める取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるポートフォリオ・コンポジション・ファイル（1クリエーション・ユニット（当該追加投資信託に係る委託者が指定する一定口数をさします。以下同じ。）相当の口数を取得するために必要な、対象指数を構成する各銘柄の有価証券として委託者が指定するものに相当する有価証券および金銭。以下総称して「PCF」といいます。）の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p>	<p>[当初の受益者]</p> <p>第8条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、第17条第1項に規定する指定参加者および指定参加者が指定するこの信託の受益権の取得申込を行なう者とし、第9条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>
<p>[追加信託の設定]</p> <p>第11条 追加信託の設定は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、<u>クリエーション・ユニットの整数倍を乗じた額に相当する有価証券および金銭をもって行なわれます。</u></p>	<p>[追加信託の設定]</p> <p>第11条 追加信託の設定は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、<u>当該追加信託に係る委託者が指定する一定口数（以下「クリエーション・ユニット」といいます。）の整数倍を乗じた額に相当する有価証券および金銭をもって行なわれます。</u></p>
<p>[受益権の設定に係る受託者の通知]</p> <p>第16条 受託者は、信託契約締結時に係る<u>PCF</u>について、受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行なわれた旨の通知するものとします。</p>	<p>[受益権の設定に係る受託者の通知]</p> <p>第16条 受託者は、信託契約締結時に係る<u>ポートフォリオ・コンポジション・ファイル（1クリエーション・ユニット相当の口数を取得するために必要な、対象指数を構成する各銘柄の有価証券として委託者が指定するものに相当する有価証券および金銭。以下「PCF」といいます。）</u>につ</p>

<p>② 受託者は、追加信託に係るPCFについて受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。<u>ただし、第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該PCFの委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該PCFについての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u></p>	<p>いて、受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行なわれた旨の通知するものとします。</p> <p>② 受託者は、追加信託に係るPCFについて受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</p>
<p>[受益権の申込単位および申込価額] 第17条 (省略)</p> <p>② ～⑦ (省略)</p> <p>⑧ 第1項の取得申込者は指定参加者に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定参加者は、当該取得申込に要するPCFの受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。<u>また、第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるPCFの委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と指定参加者（指定参加者による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該指定参加者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>[受益権の申込単位および申込価額] 第17条 (省略)</p> <p>② ～⑦ (省略)</p> <p>⑧ 第1項の取得申込者は指定参加者に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定参加者は、当該取得申込に要するPCFの受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>(以下省略)</p>
<p>[交換請求]</p>	<p>[交換請求]</p>

<p>第47条 (省略)</p> <p>②～⑥ (省略)</p> <p>⑦ 第1項の交換の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、第48条第1項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。なお、<u>第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>第47条 (省略)</p> <p>②～⑥ (省略)</p> <p>⑦ 第1項の交換の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、第48条第1項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>(以下省略)</p>
<p>[交換の指図等]</p> <p>第48条 (省略)</p> <p>② 指定参加者および交換請求者は、委託者の指定する期限までに当該交換に係る振替受益権の抹消の申請を振替機関に対して行なうものとし、受託者は、前条第7項による交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行なうものとし、<u>ただし、第8条ただし書きに掲げる業務方法書の定めるところにより、前条第7項に掲げる交換の請求を受け付けた指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求および金銭の交付を行なうものとし、</u></p> <p>交換有価証券の交付に際しては、原則として当該指定参加者または交換請求者に交換請求受付日から起算して3営業日目から信託財産に属する有価証券の交付を行ないます。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>[交換の指図等]</p> <p>第48条 (省略)</p> <p>② 指定参加者および交換請求者は、委託者の指定する期限までに当該交換に係る振替受益権の抹消の申請を振替機関に対して行なうものとし、受託者は、前条第7項による交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行なうものとし、</p> <p>交換有価証券の交付に際しては、原則として当該指定参加者または交換請求者に交換請求受付日から起算して3営業日目から信託財産に属する有価証券の交付を行ないます。</p> <p>(以下省略)</p>
<p>付表</p> <p><u>3. 第8条の別に定める清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>[当初の受益者]</p> <p>第8条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、第17条第1項に規定する指定参加者および指定参加者が指定するこの信託の受益権の取得申込を行なう者とし、第9条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第16条に定める取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるポートフォリオ・コンポジション・ファイル（1クリエーション・ユニット（当該追加投資信託に係る委託者が指定する一定口数をさします。以下同じ。）相当の口数を取得するために必要な、対象指数を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭。以下総称して「PCF」といいます。）の委託者への受渡または支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p>	<p>[当初の受益者]</p> <p>第8条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、第17条第1項に規定する指定参加者および指定参加者が指定するこの信託の受益権の取得申込を行なう者とし、第9条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>
<p>[追加信託の設定]</p> <p>第11条 追加信託の設定は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、<u>クリエーション・ユニットの整数倍を乗じた額に相当する有価証券および金銭をもって行なわれます。</u></p>	<p>[追加信託の設定]</p> <p>第11条 追加信託の設定は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、<u>当該追加信託に係る委託者が指定する一定口数（以下「クリエーション・ユニット」といいます。）の整数倍を乗じた額に相当する有価証券および金銭をもって行なわれます。</u></p>
<p>[受益権の設定に係る受託者の通知]</p> <p>第16条 受託者は、信託契約締結時に係るPCFについて、受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行なわれた旨の通知するものとします。</p> <p>② 受託者は、追加信託に係るPCFについて受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。<u>ただし、第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該PCFの委託者への受渡または支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該</u></p>	<p>[受益権の設定に係る受託者の通知]</p> <p>第16条 受託者は、信託契約締結時に係るポートフォリオ・コンポジション・ファイル（1クリエーション・ユニット相当の口数を取得するために必要な、対象指数を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭。以下「PCF」といいます。）について、受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行なわれた旨の通知するものとします。</p> <p>② 受託者は、追加信託に係るPCFについて受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</p>

<p><u>PCFについての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u></p>	
<p>[受益権の申込単位および申込価額] 第17条 (省略) ②～⑩ (省略) ⑪ 第1項の取得申込者は指定参加者に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定参加者は、当該取得申込に要するPCFの受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。<u>また、第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるPCFの委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と指定参加者（指定参加者による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該指定参加者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</u> (以下省略)</p>	<p>[受益権の申込単位および申込価額] 第17条 (省略) ②～⑩ (省略) ⑪ 第1項の取得申込者は指定参加者に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定参加者は、当該取得申込に要するPCFの受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。 (以下省略)</p>
<p>[交換請求] 第47条 (省略) ②～⑥ (省略) ⑦ 第1項の交換の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、第48条第1項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。なお、<u>第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、指定参加者が、振替受益権の委託</u></p>	<p>[交換請求] 第47条 (省略) ②～⑥ (省略) ⑦ 第1項の交換の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、第48条第1項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p>

<p><u>者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>(以下省略)</p>
<p>[交換の指図等]</p> <p>第48条 (省略)</p> <p>②～③ (省略)</p> <p>④ 指定参加者および交換請求者は、委託者の指定する期限までに当該交換に係る振替受益権の抹消の申請を振替機関に対して行なうものとします。受託者は、前条第7項による交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求および金銭の交付を行なうものとします。ただし、<u>第8条ただし書きに掲げる業務方法書の定めるところにより、前条第7項に掲げる交換の請求を受け付けた指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求および金銭の交付を行なうものとします。</u></p> <p>交換株式の交付に際しては、原則として当該指定参加者または交換請求者に交換請求受付日から起算して3営業日目から信託財産に属する株式の交付を行ないます。また、金銭の交付については指定参加者の営業所等において行なわれます。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>[交換の指図等]</p> <p>第48条 (省略)</p> <p>②～③ (省略)</p> <p>④ 指定参加者および交換請求者は、委託者の指定する期限までに当該交換に係る振替受益権の抹消の申請を振替機関に対して行なうものとします。受託者は、前条第7項による交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求および金銭の交付を行なうものとします。</p> <p>交換株式の交付に際しては、原則として当該指定参加者または交換請求者に交換請求受付日から起算して3営業日目から信託財産に属する株式の交付を行ないます。また、金銭の交付については指定参加者の営業所等において行なわれます。</p> <p>(以下省略)</p>
<p>付表</p> <p><u>3. 第8条の別に定める清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。</u></p>	<p>(新設)</p>

以上